

特記仕様書

1. 業務名称 2020年度 公共事業労務費調査・
建設資材価格調査・建設資材特別調査業務委託
2. 履行場所 佐賀県内一円
3. 履行期間 契約の日から令和3年3月23日まで
4. 業務概要 公共事業労務費調査
建設資材価格調査（令和2年度及び令和3年度使用分）
建設資材特別調査（令和2年度及び令和3年度初旬使用分）

．公共事業労務費調査

1. 業務の目的

本業務は、公共事業の工事費積算に用いる公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料として、公共事業等に従事した建設労働者に支払われた賃金を都道府県別かつ職種別に把握することを目的とする。

2. 業務の内容

業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 調査対象工事

調査対象工事は、発注者が別途工事名簿により提示する件数を調査するものとし、このうち調査票が無かった工事を除き、一次審査及び九州地方連絡協議会が行う二次審査により当該工事に係る全調査票が無効となった工事を含む。

(2) 設計時の調査件数

過去の実績により概算調査件数は「65件」とする。

なお、実施にあたり調査対象工事件数に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

(3) 対象工事業者説明会

発注者が開催する対象工事業者説明会に説明者を派遣し、調査表の記入要領等の説明を行う。（2019年度は佐賀市アバンセで10月に開催、2020年度も佐賀市内を予定）

また、説明会後においては、調査対象者からの記入要領等の問合せに対し、回答を行うものとし、説明会以降の問合せに対しても適切に対応することとする。

(4) 調査日程表の作成

調査会場における調査対象の審査の日程表を作成し、事前に発注者の承認を得るものとする。なお、調査会場・日時等は、九州地方整備局と調整の上、別途指示するものとする。(2019年度は11月中に6日間、各地区の総合庁舎を会場として実施。)

また、各機関においても労務費調査が行われるため、関係機関と連携し作業を行うものとする。

なお、調査日程を変更する場合は、速やかに連絡し、承認を得るものとする。

(5) 調査票等の一次審査等

調査会場における審査

調査対象工事の請負業者(元請業者及び下請け業者)が調査会場に持参・提出する調査票、各種手当て内訳票及び臨時の給与年計票を、公共事業労務費調査審査要領等に基づき個々に審査する。

なお、調査にあたっては適切な人員を配置すること。

補充調査

発注者より指示があった場合、調査票等の記載内容について、電話による請負業者からの聞き取り等による補充調査を行う。

(6) 審査結果の整理・分析

無効調査票の整理・分析

一次審査及び九州地方連絡協議会が行う二次審査により無効となった調査票について、無効となった原因別に調査票数を整理し、その分析を行う。

調査票等の記入ミスの整理・分析等

調査票、各種手当て内訳票及び臨時の給与年計票の記入ミスの内容を記入項目毎に整理し、記入ミスの原因及び防止対策について、分析・検討を行う。

3. 打合わせ・協議

本業務を遂行するにあたり、適宜打合わせ・協議を行うものとする。

4. 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

調査票、各種手当て内訳票及び臨時の給与年計票を調査対象工事毎に整理し、各々2部作成する。

なお、各1部の提出は公共事業労務費調査九州地区連絡協議会事務局(九州地方整備局)に提出する。

調査報告書

報告書は、 の各1部、結果集計表及び一次審査作業実績表とする。

なお、成果品の規格についてはA版サイズとする。

5. その他

- ・本調査にあたり、公共事業労務費調査九州地区連絡協議会事務局(九州地方整備局)と連絡を密にし、遺漏の無いよう作業を行うものとする。

- ・コロナに係る対応の結果、調査の数量や方法に変更が生じる場合は発注者、受注者で対応について協議する。

・建設資材価格調査

1．業務の目的

本業務は、佐賀県が発注する工事等の資材価格を決定する基礎資料として、2020年7月以降に適用する市場単価等、2020年10月以降に適用する資材等単価及び2021年4月以降に適用する資材等単価を得るための調査である。

なお、2020年7月に適用する単価調査においては、佐賀県で平成26年度から導入している「施工パッケージ型積算方式」に使用する、基礎材料単価（東京単価）についても調査を行う。

また、2021年4月に適用する単価調査時には、産廃処理受入費（中間処理）及び購入土単価（土場渡し）について、県内の対象企業毎の単価調査を行う。

2．業務の内容

業務の内容は以下のとおりとする。

（1）調査件数

調査件数については、別表-1-1～1-5のとおりとする。

（昨年度の実績を基としているため、調査数に変更が生じる場合は協議により変更の対象とする。）

（2）調査地区

佐賀県内一円。区分は別表-2及び別図-1のとおりとする。

（3）調査方法

市況実勢価格調査については、販売業者ならびに購入業者を直接訪問し、実勢価格の調査を行う。

なお、本調査は公共事業の基礎単価となる事から、適正・公平なものであるよう心がけ、遺漏の無いよう作業を行うものとする。

調査対象品目で「積算資料」「建設物価」等（web版含む）に掲載単価としてあるものについては、両方に掲載されてあるものはその価格の平均とし、片方しか掲載されていないものはその価格とする。

- ・「積算資料」及び「建設物価」の掲載単価は、2020年9月号及び2021年3月号に掲載する単価。

- ・「土木施工単価」及び「土木コスト情報」の掲載単価は、2020年夏号、秋号及び2021年冬号に掲載する単価

- ・単価決定の考え方については、原則、「佐賀県県土整備部設計単価決定要領」によるものとし、事前に協議する。

調査対象項目が前回と同様の方法で調査が出来ない項目が判明した場合は、速やかに監督員に報告し調査方法について協議すること。

(市況調査 市販本価格平均、市販本価格平均 片方の掲載価格、市販本 市況調査等) 施工パッケージ型積算方式で使用する、基礎材料単価(東京単価)については、国土交通省ホームページに出される「施工パッケージ型積算方式標準単価表(2020.4適用)」に対応した単価について調査を行うこと。

- ・2020年7月の土木工事標準積算基準書の改定に合わせ、この調査結果を適用する。
- ・単価の決定方法は、国で示された方法とするが、端数処理(有効桁数)については、「佐賀県県土整備部設計単価決定要領」によるものとする。

(4) 調査期間

市況調査期間は、契約締結後～2021年2月中とする。(刊行物は2020年夏号、秋号、2021年冬号及び2020年9月号及び2021年3月号を参照すること)

(5) 調書作成及び提出

本省協議、積算システムデータの更新のため、報告書とは別に以下のものを建設・技術課に提出するものとする。また、積算システムデータの更新にあたっては、別途指示する単価の更新を含むものとする。

なお、調書様式データの提出は、下記期限までとし、CD-R等記録媒体による他、電子メールでの送信も可能とする。

[調書様式]

実施設計用単価調書(指定様式A-4版)1式

施工パッケージ型積算方式 基礎材料単価(東京単価)調書(指定様式A-4版)1式

[データ提出期限]

施工パッケージ型積算方式 基礎材料単価(東京単価)は、2020年6月初旬

実施設計用単価のうち、2020年7月適用単価は、2020年6月中旬

実施設計用単価のうち、2020年10月適用単価は、2020年9月中旬

実施設計用単価のうち、2021年4月適用単価は、2021年3月初旬

なお、調査結果の製本資料は、成果品納品時に提出。

(6) 報告書等作成及び提出

報告書 各1部

- 1) 調査実績内訳表を添付すること。
- 2) 取引量の範囲、対象資材の規格等適用に注意を要するものは明記すること。
- 3) 資材単価において、直前回の調査結果と比較して特に変動が大きいもの(±10%)については、その理由を品目毎に報告する。
- 4) 算出根拠の変わったもの(市況調査 市販本の平均価格、市販本の平均価格 どちらか片方の掲載価格、市販本の平均価格 市況調査)はその理由を品目毎に取り纏め、理由を報告する。
- 5) 資材単価一覧表(各課別)を印刷し添付すること。
- 6) 業務完了後において、調査した資材及び単価に関する質疑があった場合には、決定の根拠等を速やかに回答するものとする。

電子媒体 正・副各一式

1) 資材単価一覧表(各課別)を CD-R で提出すること。
報告書の提出期限は、2021 年 3 月 23 日とする。

(7) その他

今回の調査に疑義が生じた場合は、発注者、受注者双方協議のうえ決定する。

・建設資材価格特別調査

1. 業務の目的

本業務は、公共事業の工事費積算に用いる資材単価を決定する基礎資料を得ることを目的とする。

2. 業務の内容

業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 調査件数

調査件数については、過年度実績から概数として「A - 1」5 件、「B - 1」9 件、「C - 1」29 件、「C - 2」4 件とする。

なお、実施にあたり調査件数等に変更が生じた場合は、契約変更の対象とするため、数量の有無にかかわらず、各項目の単価の見積も提出すること。

(2) 調査地区

佐賀県内一円。

(3) 調査内容

- ・ 1 工事当たりの資材調達価格(数量×資材価格)が 500 万円以上でかつ資材価格が 50 万円以上の資材(電気通信の機器価格、工場製作原価及び機械設備の機械単体価格は除く)
- ・ ダム、トンネルなどに使用する火薬、電気雷管で 1 工事当たりの使用量が火薬 1 t 以上、電気雷管 2,000 個以上
- ・ 1 工事当たりのセメントの使用量が 1,000 t 以上
- ・ 1 工事当たりの砂もしくは砂利の使用量が 3,000m³ 以上、新規土の使用数量が 3,000 m³ 以上

(4) 調査方法

市況実勢価格調査については、販売業者ならびに購入業者を直接訪問し、実勢価格の調査を行う。

なお、本調査は公共事業の基礎単価となるものであり、適正・公平なものであるよう心がけ、遺漏の無いよう作業を行うものとする。

(5) 調査期間

調査依頼は2020年5月～2021年2月までに行い、調査期間は2020年5月～2021年3月とし、随時依頼件数を取り纏め、メールにて依頼することを基本とする。

(6) 成果品

調査結果の報告は適時メールにて行うものとし、成果品、報告書の作成はA4判1部とし、提出先は佐賀県県土整備部建設・技術課とする。

別記2（情報セキュリティ対策）

情報セキュリティ対策特記事項

（基本的事項）

- 第1 受託者（以下「乙」という。）は、委託者（以下「甲」という。）の情報資産（ネットワーク及び情報システム、並びにネットワーク及び情報システムの開発、運用及び取扱いに関する情報（以下「情報」という。）であって、電磁的記録及び紙等の有体物に出力された情報をいう。以下同じ。）の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、佐賀県情報セキュリティ基本方針及び佐賀県情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）、並びに佐賀県情報セキュリティ実施手順を遵守し、適正な情報セキュリティ対策を実施しなければならない。
- 2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報管理に関する責任者及び担当者を置かなければならない。

（守秘義務）

- 第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た情報（以下「業務上知り得た情報」という。）を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（目的外利用・提供の禁止）

- 第3 乙は、業務上知り得た情報及びこの契約による業務を処理するために甲から提供された情報（以下「提供情報」という。）を当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

- 第4 乙は、業務上知り得た情報及び提供情報について、漏えい、滅失又はき損の防止、その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の場合のほか、乙は、データバックアップのための外部施設等への搬送時においても、盗難及び不正コピー等の防止措置を厳重に実施しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

- 第5 乙は、甲の承諾があるときを除き、提供情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（資料等の返還等）

- 第6 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告義務）

- 第7 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（報告、監査及び検査）

- 第8 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を徴し、監査又は検査を実施することができる。

（業務従事者への周知）

- 第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことなど、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知し、また継続的に教育するものとする。

(業務の再委託)

第10 乙は、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときを除き、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の場合、乙は、委託の範囲における情報セキュリティ対策について、乙から委託を受ける者自身に実施義務があることを明示した書面を作成し、乙から委託を受ける者との連名で事前に甲に届け出なければならない。

(指示)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。